

令和3年度に中学1年生になる児童の保護者の皆様へ

ウラも見てね!



令和3年度

特別支援教育就学奨励費のお知らせ

那覇市では、国の補助を受けて特別支援教育就学奨励事業を行っております。

この事業は、保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の経済的負担能力の程度に応じて、学用品費や学校給食費等の一部を補助することで、特別支援教育の普及を図ることを目的としています。

1 対象者

- ①特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- ②通常学級に在籍している学校教育法施行令第22条の3の障がいの程度に該当する児童・生徒（就学支援委員会で特別支援学校での就学が望ましいと判定されたが、通常の学級に在籍している児童・生徒）の保護者

2 特別支援教育就学奨励費支給費目

支給費目および支給金額は、裏面の令和3年度の支給費目一覧を参考にご覧ください。

3 申請時期 令和3年6月下旬頃

6月下旬頃に学校から案内チラシや申請書等を配布します。

詳しい申請方法や必要書類等については、6月に配布される案内チラシをご覧ください。

4 支給を受けるために提出が必要なもの ※親族等からのプレゼントは対象外

保護者が負担した実費の半額支給（支給上限額あり）のため、レシートや領収書（購入品の内容が分かるもの）の提出が必要です。お子様の新入学にあたって購入される品のレシート・領収書は必ず保管しておいてください。
※学校内での教材等の購入は、領収書を発行しない場合が多いですが、必ず領収書を発行するように依頼してください。

★新1年生のみ対象「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の領収書」

通学用力バン、制服、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等

★「学用品・通学用品購入費の領収書」・「通学費の領収書(バス・モノレールの定期券等)」

ノートや鉛筆などの筆記用具、教材や副読本などの学用品、習字セット、鍵盤ハーモニカ、絵の具セット、体育着、スクール水着（ゴーグル、帽子、プール用バスタオル）、通学用靴、雨靴、雨傘、上ばき、帽子等、通学に係るバス・モノレールの費用

★レシート・領収書は必ず保管しておいてください★

※就学援助の認定を受けている方も特別支援教育就学奨励費の申請をすることができますが、費目を重ねて受給することはできません。就学援助から支給がない費目（交流学习交通費・職場実習交通費）は、特別支援教育就学奨励費から支給ができます。

生活保護受給者の場合 ⇒ 交流学习交通費・職場実習交通費のみが対象となります。

就学援助認定者の場合 ⇒ 通学費・交流学习交通費・職場実習交通費のみが対象となります。

※県立の特別支援学校に入学される児童・生徒も特別支援教育就学奨励費を受けることができます。詳しくは、入学する各特別支援学校にお問合せください。



レシート・領収書
は必ず保管して
いてね!

◆◆ お問合せ先 ◆◆

那覇市教育委員会 学務課 就学奨励グループ

Tel: 098-917-3505

令和2年度 特別支援教育就学奨励費 支給費目一覧 ※参考

支給費目	小・中の別	支給金額	備 考
学校給食費	小学校	月額 2,250円	長期欠席や学校行事等による欠食については、減額する場合があります。
	中学校	月額 2,500円	
修学旅行費	小学校	実費の半額	年間10,790円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年間28,860円を上限とし支給します。
学用品 通学用品購入費	小学校	実費の半額	年間5,820円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額11,370円を上限とし支給します。
新入学児童生徒 学用品・通学用品 購入費	小学校	実費の半額	年額25,555円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額28,990円を上限とし支給します。
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	小学校	実費の半額	年額800円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額1,155円を上限とし支給します。
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	小学校	実費の半額	年額1,845円を上限とし支給します。
	中学校	実費の半額	年額3,105円を上限とし支給します。
通学費	小学校	実 費	対象者は、バス・モノレール又は学校長の許可を得て自家用車で通学している児童生徒です。 通学費申請書、バス・モノレールの定期券の領収書、オキカカードの写し、オキカカードの利用履歴、車検証の写し（自家用車の場合）を学校へ提出してください。
	中学校	実 費	
体育実技用具費	中学校	実費の半額	柔道3,825円、剣道26,455円を上限とし支給します。
交流学习交通費	小学校 中学校	実 費	学校外で行われる他校の児童生徒との交流学习活動に参加するための学校から活動場所までの交通費が対象です。
職場実習交通費	中学校	実 費	学校以外の事業所等において、教師の指導のもとに職場実習に参加するための学校から事業所等までの交通費が対象です。自宅から事業所等へ直接行く場合や教師が引率しない場合は対象外となります。

- (注) 1 上記支給金額を年間2回に分割して保護者口座へ振り込みします。
1回目は11月中旬～下旬頃、2回目は3月下旬になります。
- 2 就学援助認定の場合は、通学費、交流学习交通費及び職場実習交通費のみで保護者実費分です。
- 3 生活保護受給の場合は、交流学习交通費及び職場実習交通費のみで保護者実費分です。
- 4 第3区分（高額所得世帯）の場合は、通学費、交流学习交通費、職場実習交通費のみで保護者実費の半額です。